

平成 18 年 3 月 15 日  
金 融 庁

## 株式等の売買発注管理に係る一斉点検等の結果について

### 1. 要請の概要

昨年 12 月に証券会社による大規模な誤発注が発生したことを踏まえ、当庁及び各財務局等は、同年 12 月 22 日に全ての証券会社に対して、株式等の発注業務の管理、株式等の発注システムの設計・管理、及び大規模な誤発注等に対する危機対応策の策定状況について一斉点検を実施するとともに、その点検結果及び考えられる改善策について本年 1 月 20 日までに報告するよう要請し、報告書の提出を受けた。

本年 1 月 20 日までに証券会社から報告された一斉点検の結果の概要は以下のとおり。

### 2. 株式等の売買発注管理に係る一斉点検の結果

#### (1) 調査対象

調査対象 285 社のうち、株式関連業務を行っていない 63 社を除く 222 社が報告。

その内訳は、国内証券会社 199 社（うち、金融庁監理 22 社、財務局等監理 177 社）、外国証券会社 23 社。

また、リテール部門について報告のあった社が 193 社、ホールセール部門について報告のあった社が 40 社、自己売買部門について報告のあった社が 222 社。

#### (2) 誤発注の発生状況

平成 17 年 1～12 月の間に上記 222 社で発生した誤発注は 14,318 件。

- ・ 売買代金 1 億円超の誤発注は 667 件。
- ・ 損失金額 1 億円超の誤発注は 1 件。

(注) 全国証券取引所の平成 17 年の約定件数（現物株式）は概算で 549 百万件。これに対する誤発注発生率は 100 万分の 26 (0.0026%) となる。また、売買代金 1 億円超の誤発注発生率は 100 万分の 1.2 (0.0012%) となる。

### (3) 株式等の売買発注業務の管理

#### ① 発注制限・警告の解除への管理者の関与の状況

発注制限・警告の解除について、管理者の関与なしで発注者自身が行うことができる社が見られる。この傾向は特にホールセール部門において顕著である。

表1 発注制限・警告解除への管理者の関与状況

部門	リテール	ホールセール	自己売買	合計
部門別回答社数 (a)	193	40	222	222
発注制限・警告の解除が管理者の関与なしで可能な社数 (b)	2	30	63	63
(b)/(a)	1%	75%	28%	28%

#### ② 売買システムを統括するCIOなどの選任状況

売買システムを統括するCIO又はこれに準ずる者を選任していない社が222社中46社(21%)ある。

表2 売買システムを統括するCIOなどの選任状況

	社数
CIOを選任	17 (8%)
CIOに準ずる者を選任	159 (72%)
選任していない	46 (21%)
合計	222

#### ③ 株式売買発注業務に関する研修等の実施状況

売買発注業務担当者に対して株式売買発注業務に関する研修を実施していない社が222社中105社(47%)ある。

表3 株式売買発注業務に関する研修等の実施状況

	社数
研修を実施	117 (53%)
研修を実施していない	105 (47%)
OJTで対応	77 (35%)
その他(資料の配布等)	15 (7%)
何も実施していない	13 (6%)
合計	222

(4) 発注システムの設計・管理状況

発注システムにおいて制限値の設定が不十分な社が見られる。具体的には、

- ・ 売買代金による制限が設定されていない社が 222 社中 37 社 (17%) ある。
- ・ 上場株式数を考慮した制限は、ほとんどの社で設定されていない (222 社中 220 社 (99%))。

表 4 証券会社の発注制限の設定状況

部門	リテール	ホールセール	自己売買	合計
部門別回答社数	193	40	222	222
売買代金による制限が設定されていない社数	31	7	29	37
	16%	18%	13%	17%
上場株式数を考慮した制限が設定されていない社数	193	38	220	220
	100%	95%	99%	99%

(5) 初値成立前の新規上場銘柄にかかる制限設定

初値成立前の新規上場銘柄について、公募価格等を基準とした制限が設定されていない社が 222 社中 118 社 (53%) ある。

表 5 初値成立前の新規上場銘柄にかかる制限の設定状況

部門	リテール	ホールセール	自己売買	合計
部門別回答社数	193	40	222	222
初値成立前の新規上場銘柄について公募価格等を基準とした制限が設定されていない社数	112	13	116	118
	58%	33%	52%	53%

(6) 大規模な誤発注に対する危機対応策の策定状況

全社において、誤発注が発生した場合の対応を定めたマニュアル等が策定されている。

ただし、昨年 12 月に発生したような大規模な誤発注が想定されていないことから、そのような場合における事実の開示方法を含め、対応策を定めている社はなかった。

### 3. 点検結果を踏まえた証券会社の対応

一斉点検の回答期限である1月20日時点においては、点検の過程で見出された問題点について対応策を実施済み又は実施中の社は一部にとどまっている。

表6 点検結果を踏まえた証券会社の問題点への対応状況

問題点	問題が認められた社数	うち、対応策を実施済み又は実施中の社数 (1月20日時点)
発注制限・警告の解除が管理者の関与なしに可能	63	13
売買システムを統括するCIO又はこれに準ずる者を選任していない	46	2
売買発注担当者に対して研修を実施していない	105	18
売買代金による発注制限が設定されていない	37	10
上場株式数を考慮した制限が設定されていない	220	2
初値成立前の新規上場銘柄について公募価格等を基準とした発注制限が設定されていない	118	19
大規模誤発注への危機対応策が策定されていない	222	69

(以上)

.....  
お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)

監督局証券課

(内線 3352、3637)

---